

# 名古屋港管理組合公報

令和3年2月8日  
(月曜日)  
号外第13号

## 目次

○港湾環境整備負担金の負担対象工事の指定 ..... 1

## 告 示

### 名古屋港管理組合告示第3号

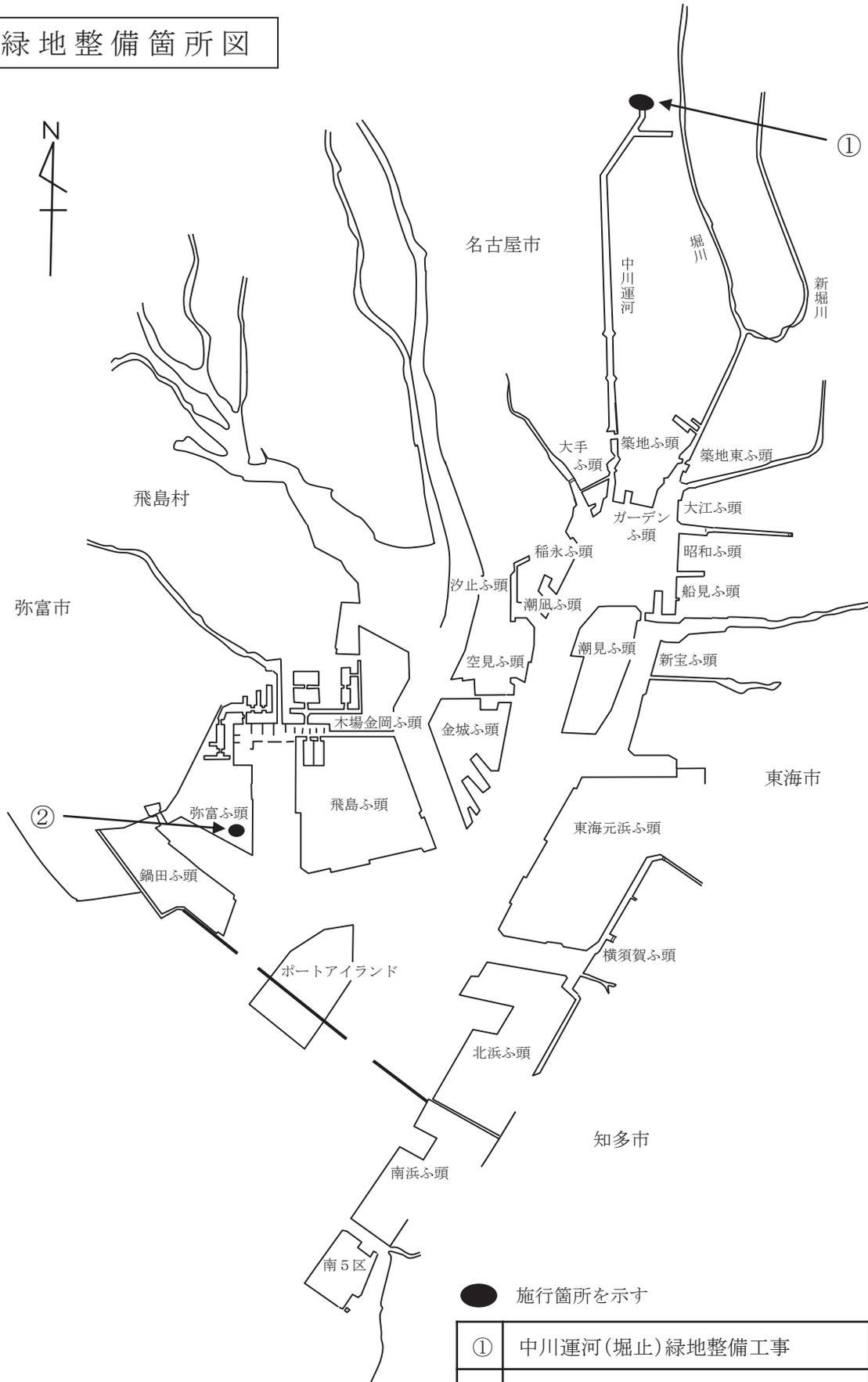
名古屋港管理組合港湾環境整備負担金条例（昭和55年名古屋港管理組合条例第5号。以下「負担金条例」という。）第2条第2項の規定に基づき、次に定める工事を港湾環境整備負担金の負担対象工事に指定する。

令和3年2月8日

名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 大村 秀章

負担対象工事の種類 及び名称	負担対象工事に 係る負担区域	工事に要した費用	負担割合	工事に要した 費用に負担割 合を乗じた額	負担対象工事 の完了した日	負担区域内の 工場等敷地面積 (1は予定を含む) の合計面積	備 考
1 負担金条例第2条第1 項第1号に定める工事 (港湾環境整備施設(施 設の敷地を含む。)の建設 又は改良の工事) ①中川運河(堀止)緑地 整備工事 ②楠南広場整備工事  計	臨港地区	円 13,112,700 43,502,340 56,615,040	1/16 1/8	円 819,543 5,437,792 6,257,335	令和2.3.31 令和2.3.31	千㎡ 37,330	} 緑地整備箇所 図のとおり
2 負担金条例第2条第1 項第2号に定める工事 (港湾環境整備施設の維 持の工事)	臨港地区	217,109,725	1/2	108,554,862	令和2.3.31	34,944	
3 負担金条例第2条第1 項第4号に定める工事 (港湾における漂流物の 除去等の工事)	臨港地区及び 港湾区域	35,163,448	1/2	17,581,724	令和2.3.31	37,653	
合 計		308,888,213		132,393,921			

緑地整備箇所図



発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合